大阪狭山市
地域包括ケアシステム推進条例を制定しました

大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例が令和５年９月より施行されました。

地域包括ケアシステム（地域全体が力を合わせて見守りや支援を行う「まちぐるみで支援する仕組み」）を実現するため、みんなで力を合わせましょう。

大阪狭山市

地域包括ケアシステムとは？

住み慣れた地域でいつまでも生きがいを持って生活することができるよう、医療・福祉の専門職だけでなく、地域全体が力を合わせて、見守りや支援を行う「まちぐるみで支援する仕組み」のことです。

団塊の世代が７５歳以上になる２０２５年（令和７年）に日本の後期高齢者の人数は急激に増加すると言われています。また、２０４０年（令和２２年）には団塊のジュニア世代が６５歳を迎えるため、さらに高齢者人口が増加するとともに、労働者人口の減少による労働力不足も大きな課題となります。

大阪狭山市でも、高齢者数は増加し続けており、後期高齢者の人数は２０３０年（令和１２年）にピークを迎え、その後減少する見込みですが、要介護認定率は上昇を続けるため、高齢者の住まい、医療、介護等のニーズが今後ますます高まると予想されます。また、高齢化の進行とともに認知症の人も増加傾向であり、認知症施策推進大綱（令和元年６月１８日）によると、６５歳以上の約７人に１人が認知症であると推計されます。

支援が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制を確保するためには、市、医療や介護の関係者、市民等が協働して、地域包括ケアシステムを深化・推進する必要があります。

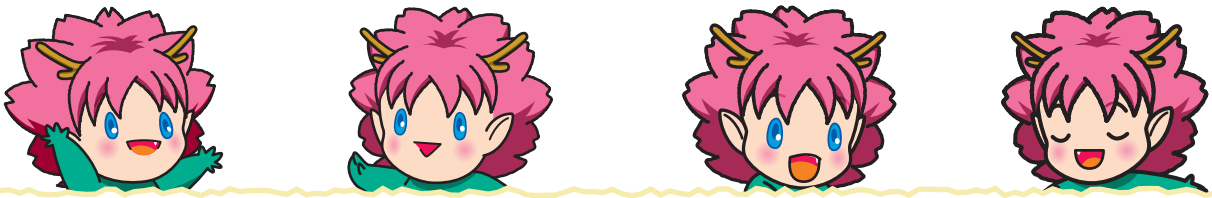

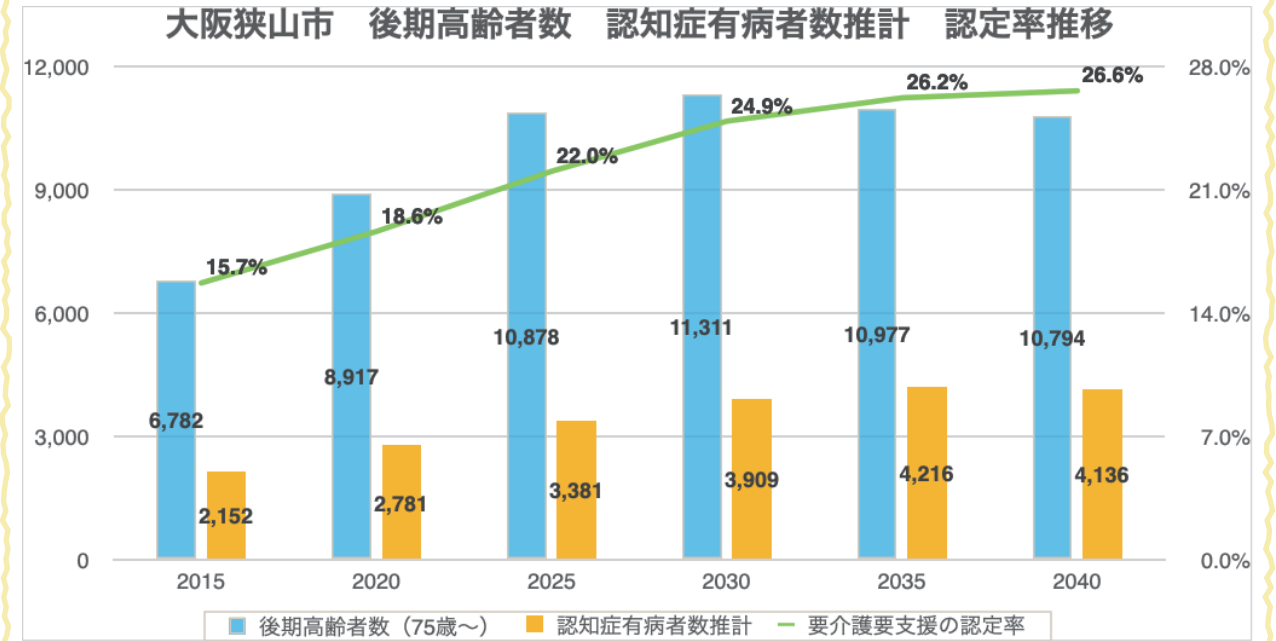

２０２０年以降は推計値　出典：厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システム

高齢者がいきいきと暮らせるやさしさのあるまち

大阪狭山市 地域包括ケアシステムのめざすすがた

医療

慢性疾患や認知症など、加齢に伴い医療が必要となった際に、病院・診療所などへの通院・入院だけでなく、地域の「かかりつけ医」による在宅医療が大きな役割を担っていきます。

住み慣れた生活の場で療養生活を送ることができるよう、介護サービス事業者・訪問看護師・病院・歯科医師・薬剤師などの専門家が緊密に連携を図ることができるよう取り組んでいきます。

住まい

良質な住まいを選択し、利用するために必要な情報を入手することができるよう、情報提供を行っていきます。

心身機能が低下しても可能な限り住み慣れた自宅で生活を続けることができるよう支援していきます。

各分野間の連動

介護

介護保険施設だけでなく、在宅生活を支援する介護サービスの充実により、在宅介護の限界点を高め、地域で自立した生活を送ることができるよう提供体制の充実を図っていきます。

持続可能な制度運営の観点から、過不足ない介護サービスの提供をめざし、リハビリテーション専門職など多職種が関与する仕組みを強化していきます。

認知症の人やその家族に対する支援を充実させるとともに、認知症に関する知識の普及・啓発に取り組んでいきます。

介護予防 生活支援

要介護状態にならないよう、健康寿命の延伸の実現をめざし、身近な地域で自ら進んでできる介護予防活動について啓発を行っていきます。

また、運動（機能訓練）・栄養改善・口腔機能の向上が連動した取組みを推進していきます。

市や関係団体が提供する生活支援について、「地域資源の見える化」を推進していきます。支援する側・される側という線引きをなくし、誰もが自らの能力に応じて担い手となることができるよう支援していきます。

その他

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加する中、民生委員・児童委員をはじめ、地区福祉委員や老人クラブ会員などによる安否確認や見守り活動により、身体機能の低下や認知症の進行のある人の早期発見・把握に取り組んでいきます。

大阪狭山市のこれまでの取組みは？

● 医療 ⇒医療と介護の連携体制づくり
- ○ 医療・介護便利手帳の作成
- ○ 医療や介護関係者の研修会など、顔のみえる関係づくり
- ○ 在宅歯科ケアステーションにおける医療介護関係機関との連携

在宅歯科
ケアステーション

医療・介護便利手帳

● 介護 ⇒安心できる生活の実現
- ○ 地域包括支援センターニュータウンサテライトの開設
- ○ 新たに特別養護老人ホーム（８０床）の開設（予定）
- ○ 認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、認知症高齢者個人賠償責任保険の実施
- ○ 認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームの設置
- ○ 認知症さやりんおれんじカードや認知症ケアパスの配布

地域包括支援センター
ニュータウンサテライト

認知症ケアパス

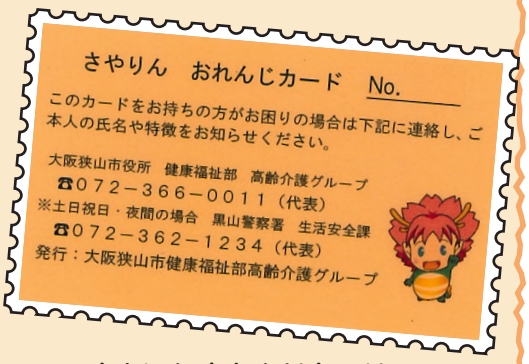

さやりん おれんじカード

● 介護予防 ⇒身近な場所でのフレイル予防
- ○ さやまエイジングエクササイズ、元気コミュニティ教室などの介護予防教室の実施
- ○ 地域住民が主体のいきいき百歳体操の実施（２８箇所）
- ○ 保健・医療の専門職による短期集中的な通所型予防サービスの実施

● 生活支援⇒地域が主体の活動の促進
- ○ 生活支援コーディネーターの配置、大鳥池地区のお買い物ツアーの開催
- ○ 安心・安全高齢者お役立ちガイドの作成

いきいき百歳体操

安心・安全高齢者お役立ちガイド

それぞれの役割と市の責務は？

条例では、大阪狭山市がめざす地域包括ケアシステムの目的や基本理念、役割を定めています。みんなで力を合わせて、「介護が必要な状態や認知症になっても、高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、いきいきと暮らせるやさしさのあるまち大阪狭山市」をめざしましょう。

市の責務

●地域包括ケアシステムの推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施する。
●医療介護等関係者及び市民等に対し、地域包括ケアシステム推進施策を広く周知するとともに、相互に連携、協働する。
●自助、互助、共助、公助の考え方における市の役割を踏まえ、地域づくりを促進するため、必要な支援を行う。

市民等とは

大阪狭山市に住んでいる人だけでなく、働く人や通学する人、法人などの団体等をすべて含めるため、市民等と表しています。

市民等の役割

●介護予防及び健康の維持増進に努める。
●地域等における共助に積極的に協力するよう努める。
●地域包括ケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努める。

医療介護等関係者の役割

●情報の共有を行うことで、医療、介護、介護予防等を一体的に提供できる体制を構築するよう努める。
●地域包括ケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努める。

地域包括ケアシステムの「4つの助」とは

今後、高齢化が進み、介護サービス等の担い手が減少することが予想されるとともに、多様化・複雑化する支援ニーズに対応していくためには、地域包括ケアシステムの「4つの助（自助・互助・共助・公助）」をまちぐるみで深化・推進することが重要です。

地域包括ケアシステムの「4つの助」

自助

自らのできる範囲で、健康管理や介護予防に自ら取り組むこと
・健康づくり　・社会参加

互助

家族又は地域の支え合い等によりお互いが助け合うこと
・地域の住民組織の活動　・ボランティア活動

共助

介護保険その他の社会保障制度の仕組みによって組織化され、制度化された地域の活動により、共に助け合うこと
・介護保険　・医療保険　・社会保険　・NPO 活動

公助

税による社会保障等により行政がサービスを提供すること
・高齢者福祉サービス

できることから始めてみましょう
自助　「３つの介護予防」
・規則正しい生活習慣
・運動による筋力保持
・社会参加

地域の住民組織の活動やボランティア活動への参加

大阪狭山市地域包括ケアシステム推進条例の要旨

（前文）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要である。地域包括ケアシステムは、市、医療介護等関係者、市民等が協働して構築するものであり、地域の特性に応じて作り上げていくことが求められている。

大阪狭山市において築かれてきた地域社会を基盤として、市、医療介護等関係者、市民等がそれぞれの役割を理解し行動することで、地域包括ケアシステムを深化・推進し、「介護が必要な状態や認知症になっても、高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、いきいきと暮らせるやさしさのあるまち大阪狭山市」の実現をめざし、この条例を制定する。

「前文の内容は？」

大阪狭山市において築かれてきた地域社会を基盤として、市、医療介護等関係者、市民等がそれぞれの役割を理解し行動することで、「介護が必要な状態や認知症になっても、高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、いきいきと暮らせるやさしさのあるまち大阪狭山市」の実現をめざすことを宣言しています。

（目的）

第１条　この条例は、地域包括ケアシステムの深化・推進に関する基本理念及び基本事項を定め、市の責務並びに医療介護等関係者及び市民等の役割を明らかにすることによって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び同法に基づく命令等において使用する用語の例による。

２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　地域包括ケアシステム　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第６４号）第２条第１項に規定する地域包括ケアシステムをいう。

⑵　医療介護等関係者　医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援の各分野に関わる事業者その他従事者等をいう。

⑶　市民等　本市の区域内に居住する者、本市の区域内に通勤又は通学する者並びに本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の活動する団体等をいう。

⑷　介護予防　要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。

⑸　自助　自らのできる範囲で、健康管理や介護予防に自ら取り組むことをいう。

⑹　互助　家族又は地域の支え合い等によりお互いが助け合うことをいう。

⑺　共助　介護保険その他の社会保障制度の仕組みによって組織化され、制度化された地域の活動により、共に助け合うことをいう。

⑻　公助　税による社会保障等により行政がサービスを提供することをいう。

（基本理念）

第３条　市は、法の趣旨に基づき、次に掲げる事項を基本理念として地域包括ケアシステムを推進しなければならない。

⑴　高齢者の尊厳の保持及び住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすための自立支援を基本とするものであること。

⑵　地域の自主性及び主体性に基づき、地域の特性に応じて構築していくものであること。

⑶　市、医療介護等関係者及び市民等が、それぞれの役割を理解し、協働して構築していくべきものであること。

⑷　市、医療介護等関係者及び市民等が、自助、互助、共助及び公助の考え方に基づき、それぞれの役割分担の下に行うべきものであること。

「基本理念とは？」

条例の目的である「介護が必要な状態や認知症になっても、高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、いきいきと暮らせるやさしさのあるまち大阪狭山市」の実現をめざすうえで基本となる４つの考え方を定めています。

（市の責務）
第４条　市は、前条に規定する基本理念を尊重し、地域包括ケアシステムの推進に関する施策（以下「地域包括ケアシステム推進施策」という。）を総合的かつ効果的に実施するものとする。
２　市は、医療介護等関係者及び市民等に対し地域包括ケアシステム推進施策を広く周知するとともに、相互に連携及び協働するものとする。
３　市は、自助、互助、共助及び公助の考え方における市の役割を踏まえ、地域づくりを促進するため、必要な支援を行うものとする。

「市の責務とは？」
地域包括ケアシステム推進施策を総合的かつ効果的に実施することや医療介護等関係者及び市民等に対し地域包括ケアシステム推進施策を広く周知するとともに、相互に連携、協働すること、地域づくりを推進するための支援を行うことを市の責務として定めています。

（医療介護等関係者の役割）
第５条　医療介護等関係者は、それぞれの役割を理解し、必要な情報の共有を行うことで、医療、介護及び介護予防等を一体的に提供できる体制を整備するよう努めるものとする。
２　医療介護等関係者は、地域包括ケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

「医療介護等関係者の役割は？」
必要な情報の共有を行うことで、医療、介護、予防等を一体的に提供できる体制を整備することや地域包括ケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めることを定めています。

（市民等の役割）
第６条　市民等は、いつまでも自分らしい生活を続けることができるよう、介護予防及び健康の維持増進に努めるものとする。
２　市民等は、お互いに尊重し、助け合い、地域等における共助に積極的に協力するよう努めるものとする。
３　市民等は、地域包括ケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

「市民等の役割は？」
自身の介護予防や健康の維持増進に努めることや地域等における共助に積極的に協力すること、地域包括ケアシステム推進施策に積極的に協力するよう努めることを定めています。

（基本施策）
第７条　市は、地域包括ケアシステム推進施策の基本施策として、次に掲げる施策を実施する。
⑴　医療又は介護が必要な場合に、在宅医療・介護を切れ目なく提供するための施策
⑵　認知症に関する正しい知識を普及啓発し、認知症の者又はその家族を支える施策
⑶　介護予防に関する施策
⑷　地域住民の主体性を活かした生活支援等サービスの体制を整備する施策
⑸　地域で培ってきたコミュニティの力を活かした社会的孤立を防止するための施策
⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

「基本施策とは？」
地域包括ケアシステムの推進のため、市が行う施策の内容について定めています。

（地域包括ケアシステムの推進に関する調査及び審議）
第８条　市は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成２５年大阪狭山市条例第６号）第２条第１項第１号の表に規定する大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会において、地域包括ケアシステムの推進に必要な調査及び審議を行い、地域包括ケアシステム推進施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（相談体制の整備）
第９条　市は、大阪狭山市地域包括支援センター及び大阪狭山市権利擁護支援センター並びに他の関係機関等と連携し、支援が必要な者及びその家族が気軽に相談できる体制の整備を図るものとする。

（委任）
第１０条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

高齢者の総合相談窓口

大阪狭山市地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者とその家族を介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支援するための相談窓口です。困ったときは、地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センター 南館
住所　大阪狭山市狭山一丁目 862 番地の 5 [市役所南館]
電話　072-368-9922
開所時間　午前 9 時～午後 5 時 30 分（土曜日・日曜日・祝日・年末年始 (12 月 29 日～ 1 月 5 日) を除く）

地域包括支援センター ニュータウンサテライト
住所　大阪狭山市大野台二丁目 1 番 5 号 [市立コミュニティセンター]
電話　072-366-5566
開所時間　平日：午前 9 時～午後 5 時 30 分　第 1・第 3 土曜日：午前 9 時～12 時
（日曜日・祝日・年末年始 (12 月 29 日～ 1 月 3 日) を除く）

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターを補完する相談窓口です。
地域包括支援センターと連携を図り、在宅介護に関する相談を受付しています。

くみのき苑在宅介護支援センター
住所　大阪狭山市東茱萸木四丁目 1977 番地
電話　072-367-9550
開所時間　24 時間電話受付

さやまの里在宅介護支援センター
住所　大阪狭山市岩室二丁目 185 番地の 11
電話　072-367-1828
開所時間　24 時間電話受付

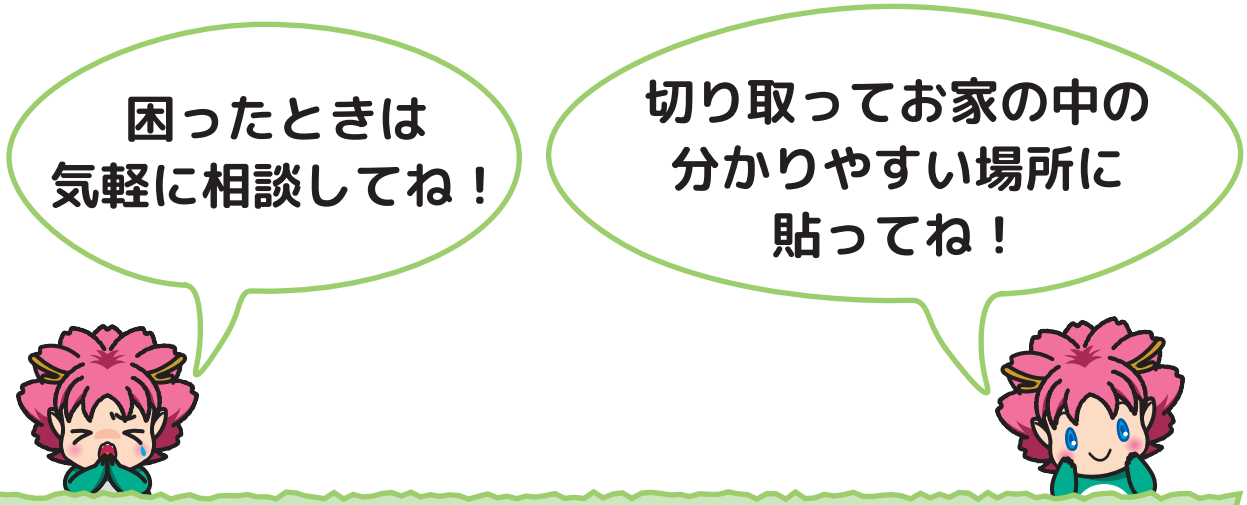

発行：大阪狭山市　健康福祉部　高齢介護グループ
〒589-8501　大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1　電話番号　072-366-0011　FAX　072-366-9696
発行年月　令和 5 年 12 月

キリトリセン

キリトリセン